開放病床の共同利用に関するマニュアル

北九州市立医療センター

1 開放病床について

当院の開放病床は、急性期・高度医療の治療を行う病床であり、登録医の先生方と 当院担当医が相互に医学の研鑽を図り、包括的で一貫性のある安全で良質な医療を提供する事を目的としております。

2 対象患者

対象となる患者は、当院での診療を必要とする患者や急性期医療等を必要とする患者とします。専門的な治療や検査を要しない(単に療養を目的とした)慢性疾患患者は対象となりません。

3 受入診療科

内科、肝臓内科、血液内科、呼吸器内科、消火器内科、循環器内科、腫瘍内科、 内分泌・糖尿病内科、産婦人科、外科、乳腺外科、内分泌外科、大腸外科、肛門外 科、肝臓外科、胆のう外科、膵臓外科、食道外科、胃腸外科、整形外科、脳神経外 科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、麻酔科

4 開放病床数

一般病床 7床

※病棟は、原則該当する診療科の主たる病棟を利用します。

5 登録医

当院の開放病床や施設・設備の共同利用を希望する医師は当院の開放病床等共同利用登録医になる必要があります。

- (1)登録の手続き
 - ・登録を希望する医師は、「登録医申請書」(様式1)を医療連携室へ提出してください。 (郵送・FAX可)
 - ・登録を承認された医師に対して、当院院長が「登録医証」(様式2)を交付し、各種 案内等を送付します。
- (2) 登録医の要件
 - ・北九州地区保健医療圏及びその近隣の医療圏内に所在する医療機関等の医師であること。
 - ・保険医の届出を行っていること。
 - ・開放病床の趣旨を理解し、「北九州市立医療センター開放病床運営規程」及び関係法令等を遵守できること。
- (3) 登録期間

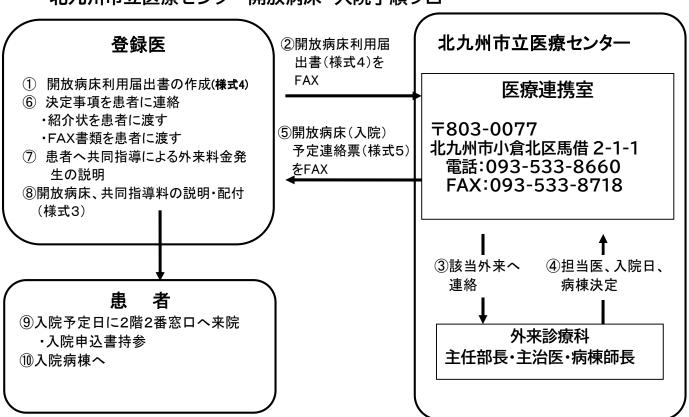
登録医の登録期間は1年間とします。ただし、年度の途中から登録された場合の 登録期間は、登録日の属する年度の末までとします。なお、登録期間は登録医と当 院の双方に特別の事情がない限り、自動更新となります。

6 開放病床利用手続

(1) 開放病床の利用や開放型病院共同指導料等について患者に説明し、患者の同意を得たうえでお申し込みください。説明には「開放型病院共同指導料について」 (様式3)を利用し、患者に手渡してください。

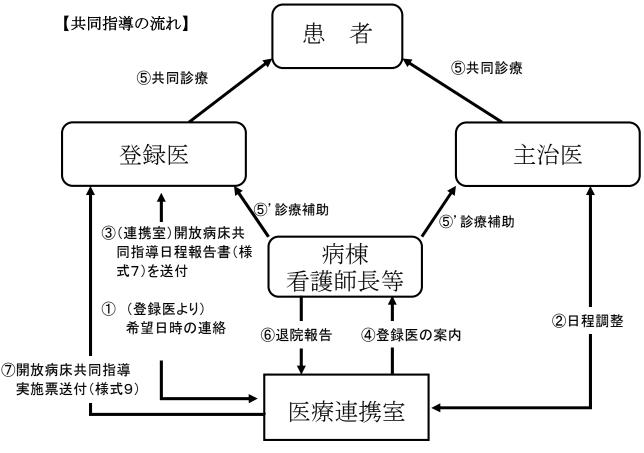
- (2) 「開放病床利用届出書」 (様式4) に必要事項を記載のうえ、医療連携室にFA X送信してください。
 - ※「紹介患者事前連絡票」の「開放病床利用について」にチェックを入れたも のでも可。
 - ※受付時間は原則、平日の午前8時30分から午後5時までです。
- (3) 開放病床の利用については、原則として、予定入院のみを対象とさせていただきます。このため、患者には、原則として、一度外来受診をしていただき、入院予定日等を決めるとともに、入院のご案内をいたします。
- ※平日の午後5時以降、土・日及び祝祭日等における緊急入院は原則、救急の患者 として取り扱います。
- (4) 主治医による入院オーダーを確認後、医療連携室が登録医宛てに「開放病床入院(予定)連絡票」(様式5)をFAX送信します。
- (5) 入院当日来院された患者には、入院申込書を作成(提出)していただきます。
- ※「画像結果」・「検査結果」等は、入院当日の提出を原則としますが、必要に応じて事前に提出していただくこともあります。

北九州市立医療センター開放病床 入院手順フロー



7 開放病床での共同指導(診療)

- (1) 事前に共同指導(診療)の希望日時を電話などで医療連携室にお知らせください。(主治医の予定確認および登録医の電子カルテ操作設定のため)
- (2)登録医と当院主治医は共同指導(診療)の内容を電子カルテへ記載します。 ※パスワード等の利用手続として、「宣誓書兼閲覧申請書」(様式6)の提出が 必要となります。
 - ※電子カルテの I D、パスワードは来院時にお知らせします。 (電子カルテの操作方法の説明は、ご希望により対応します。)
 - 入力が終了しましたら、当該診療記録をプリントアウトし、自院の当該患者の 診療録に貼付してください。(自院の診療録に診療内容を直接記載する場合は、 必要はありません。)
- (3) 日程調整後、「開放病床共同指導(診療)日程報告書」(様式7)を医療連携 室よりFAX送信します。
- (4) 来院時には、最初に医療連携室にお越しいただき、「登録医来院簿」(様式8) に記入をお願いします。白衣・名札をお渡しします。なお、白衣はご持参いただいてもかまいません。
- (5) 準備が整い次第、病棟へご案内いたします。
- ※病棟での診療補助は、原則として病棟看護師長等が担当します。
- (6) 共同指導(診療)の時間は、原則として平日の午前8時30分から午後5時までの間とします。これ以外の日時を希望する場合はご相談ください。
- (7) お帰りの際は、医療連携室に立ち寄り白衣・名札等を返却した後、「登録医来院簿」(様式7)に帰院時刻を記入してください。



8 退院

退院後は、できるだけ紹介元にお帰りいただきます。

なお、患者の状況により、紹介元にお帰りいただけないような場合が見込まれると きには、ご紹介いただいた登録医に対しご相談させていただきます。

9 開放型病院共同指導料の請求について

開放型病院共同指導料(I)は、医療連携室が送付する「開放病床共同指導実施票」 (様式8)や自院診療録等に基づいて登録医療機関で診療報酬請求をしてください。

※当院は月単位で「開放病床共同指導実施票」(様式9)を作成し報告します。患者の退院後3日以内、または入院が月をまたぐ場合は翌月3日までに登録医にFAX送信します。

10 病院内の施設・設備の共同利用

- (1) 共同利用が可能な施設・設備
 - 医療機器(CT、MRI など)
 - 開放病床、手術室、内視鏡室、医薬品情報管理室、病理室など
 - ・図書室、講堂、会議室、OA研修室など

(2) 利用時間

共同利用は、原則として病院診療日の診療時間内とさせていただきます。診療時間外及び休診日に利用する場合は、事前に医療連携室にご相談ください。主治医と相談いたします。

(3) 利用方法

共同利用を希望する場合は、事前に医療連携室にご相談ください。当院で調整後、 医療連携室から利用についてご連絡します。

11 閲覧

- (1) 閲覧可能な諸記録
 - ・共同利用の実績
 - 救急医療の提供の実績
 - ・地域医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績
 - ・閲覧の実績
 - ・紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績

(2) 閲覧時間

閲覧は、原則として病院診療日の診療時間内とさせていただきます。

- (3) 利用方法
 - ・事前に「宣誓書兼閲覧申請書」(様式6)を医療連携室に送付(FAX可)してく ださい。
 - 医療連携室から閲覧についてご連絡します。
 - ・閲覧が患者の個人情報を害する恐れがあると判断し、閲覧ができない場合はそ の旨を通知します。

12 業務災害・医事紛争

- ・共同指導(診療)の実施に関連して生じた登録医の業務災害は、出張中の災害と なるため、登録医側での処理をお願いします。
- ・医事紛争が発生した場合、両者が連携を密に協力して対処することとします。
- ・損害賠償や医療裁判に進展した場合は、それぞれが加入している損害賠償保険に よって処理することとします。

13 その他

- ・当院の諸規則を遵守してください。
- ・当院が開催する各種研修会や講演会、各診療科のカンファレンス、症例検討会への参加も希望に応じて可能です。
- 各種様式はホームページからダウンロードできます。
- ・ご要望・ご不明な点等ございましたら、医療連携室までご連絡ください。



附則

平成25年9月 施行 平成26年9月1日 一部改定 平成31年4月1日 一部改定 令和元年7月8日 一部改定 令和7年7月31日 一部改定

北九州市立医療センター 医療連携室

〒803-0077 北九州市小倉北区馬借 2-1-1 電話:093-533-8660(連携室直通)

FAX:093-533-8718